

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号。以下「法」という。）第10条第3項の規定により通報します。

年 月 日

大分分屯地司令 殿

操縦者
氏名

小型無人機等の飛行を行う日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
小型無人機等の飛行を行う目的		
小型無人機等の飛行に係る区域		
操縦者	氏名 生年月日 住所 電話番号	
操縦者の勤務先	名称 所在地 電話番号	
同意をした土地の所有者又は占有者	氏名 住所 電話番号	
船舶	名称 船舶番号等 船種 船籍港 総トン数 連絡手段	

機器の種類			
機器の特徴			
製造者		名	称
製造番号		登	録
色		大	き
積載物			
その他の特徴			
外観	(写真)		
備考			

- 備考 1 法第2条第1項第1号ホに掲げる対象施設に係る通報である場合は、宛名に皇宮警察本部長を追記すること。
- 2 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。
- 3 操縦者欄には、法第10条第2項第1号又は2号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。
- 4 操縦者の勤務先欄には、操縦者が該当者の勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行おうとする場合にのみ記載すること。
- 5 同意をした対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者の欄には、操縦者が対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者の同意を得た者である場合にのみ記載すること。
- 6 同意をした対処施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者が複数の場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 7 機器の種類欄には、法第2条第3項に定める小型無人機又は第2条各号に掲げる機器のいずれに該当するかを記載すること。
- 8 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
- 9 登録記号欄には、航空法第132条の5第1項の規定により小型無人機等に表示しなければならないこととされている登録記号を記載すること。
- 10 不要の欄は、斜線で消すこと。
- 11 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。